

隣組回覧

令和 7 年 9 月 11 日

令和 8 年度（2026 年度） とちのみ保育園入所説明会の開催について

木祖村長 奥 原 秀 一
(公印省略)

令和 8 年度（2026 年度）のとちのみ保育園入所説明会を下記により開催します。
当日は、入所申込等提出書類を配布して説明しますので、新規に入所を希望される保護者の方（令和 8 年度（2026 年度）途中入所希望も含む）は必ずご出席ください。

来年度の保育園体制の参考とするため途中入所希望の方（未満児入所者も含む）も必ずご出席をお願いします。

なお、保育所の入所につきましては認定基準がございます。

裏面に記載してありますので、ご確認くださいませますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和 7 年 10 月 6 日（月） 午後 2 時 30 分～3 時 30 分
2. 場 所 とちのみ保育園遊戯室
3. 対 象 者 保育園入所希望者・未満児入所希望者・途中入所希望者
4. 入 所 基 準 裏面を参考にしてください。
(入所の認定基準をご確認ください。)
5. そ の 他
 - ・不明な点がございましたら、木祖村教育委員会事務局までお問い合わせください。
 - ・当日欠席の場合は後日資料をお渡しします。
木祖村教育委員会事務局まで連絡ください。
 - ・当日、お子さんの託児を希望される方は、9 月 26 日（金）までに『子育て支援センターみやのもり』へお申し込みください。（無料託児です。）

※ なお、現在未就園で来年度 3 歳児該当者のいるご家庭・令和 7 年度出産・出産予定のご家庭には個人通知を直接送付させていただきます。

木祖村教育委員会事務局
保育園担当 片貝
電話 36-3348

(別 記)

保育の必要性の認定基準（要約）

木祖村保育の必要性の認定に関する条例に基づき、入所の対象となる乳幼児は保護者のいずれもが次のいずれかの事情に該当していることが認定基準となります。

- 1 1 月当たりの就労時間が 60 時間以上の労働に従事している場合。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合。
- 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合。
- 7 就学している場合。
- 8 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為をいう。第 5 条において同じ。）をするおそれがある場合。
- 9 育児休業を取得する前に既に保育を必要とする子どもを監護し、育児休業中に当該監護する子どもに家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にある場合。
- 10 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして村長が認める状態にある場合。

以上